

ID: 3005

担当部署: 上下水道課

処分の概要	施設の変更確認		
例規名 根拠条項	栃木県小規模水道条例 第7条第1項		
例規番号	昭和38年栃木県条例第30号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (施設の変更)</p> <p>第7条 小規模水道布設者は、給水区域、水源又は浄水方法を変更しようとするときは、知事の確認を受けなければならない。</p> <p>2 第5条の規定は、前項の確認について準用する。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日